

## 告示

### 埼玉県告示第四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和八年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人くまがや小麦の会

二 代表者の氏名

日向 美津江

三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市中奈良千七百九十七番地一

四 失効日

令和八年三月四日